

## 西海市教育委員会（令和6年第2回定例会）会議録

期 日：令和6年2月22日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 崇、森下 直也、

（書記） 係長 横尾 泰則

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 平田 真希子

社会教育課 課長 作中 修

課長補佐 浦崎 光芳、大石 克也

傍聴者：なし

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第2回定例教育委員会を開会いたします。

### 2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 教育長諸報告

○教育長

令和5年度西海市教育・文化・スポーツ功労表彰式

第70回郡市対抗県下一周駅伝大会

第19回西海市少年の主張大会

令和5年度長崎県高等学校新人体育大会

バレーボール競技決勝 観戦

広尾町交流団解散式

長崎県教育委員会 来庁  
食育推進本部会議  
初任者研修第2回実施運営委員会  
西海北小学校研究発表会  
第4回長崎県都市教育長協議会  
第5回ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会  
第2回臨時教育委員会  
第22回西海町ゆで干し大根杯少年ソフトボール大会  
校長最終面談  
校長会理事会・教育委員会合同協議会  
防災まちづくり運営委員会

## 5. 議事

日程第1「議案第5号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

### ○教育長

日程第1「議案第5号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

(議案朗読)

議案第5号 西海市学校医学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について。提案理由ですが、学校保健安全法第23条の規定により、小学校、中学校には学校医等を置くこととされているため、別紙のとおり委嘱しようとするものです。なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日とするものです。

来年度、学校医として委嘱する名簿の案を提示させていただいております。この中で10番、大崎中学校の学校医が山崎先生から、永田純一先生に変更。12番、大瀬戸小学校が、渡邊先生から池田孝三先生に変更ということになります。なお、任期につきましては、先ほどご説明したとおり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までということになります。両先生とも開業医ではあるのですが、医院を閉鎖されるということで今回変更になっております。

学校歯科医になります。今年度と変更がございません。任期の更新というふうな形になります。

学校薬剤師になります。大瀬戸小学校が吉岡忍薬剤師に、同様に雪浦小学校も、同様に変更となるという内容になっております。任期につきましても更新というふうな形になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

### ○教育長

ただいま、議案第5号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第1「議案第5号 西海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第6号 西海市立平島小学校及び平島中学校の休校について」

○教育長

日程第2「議案第6号 西海市立平島小学校及び平島中学校の休校について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

議案第6号 西海市立平島小学校及び平島中学校の休校について。西海市立平島小学校及び平島中学校には令和6年2月現在、中学3年生2名、小学5年生1名、小学4年生1名、計4名が在籍しておりますが、中学3年生は本年3月に卒業し、小学生2名は平島小学校から転校する意向の申し出を保護者から受けております。児童生徒が不在となることから休校するものです。なお、転入学の予定もないことから、令和6年度から令和10年度までの5年間を休校しようとするものです。

平島地区における児童生徒数の推移の推計になります。住民基本台帳の1歳児から5歳児の人数を令和10年度まで、推計をしているところです。令和5年度の在籍者等については先ほど説明したとおりになっております。今後の予定を見ていまして、幼児が実際平島地区にはいないということで、当面5年間休校するというふうな形で考えております。

提案理由は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第6号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

幾つかお伺いしたいのですが、まず今在学中のお2人について転校ということですが、やはり少人数学校になるというようなところも理由の一つにあるのでしょうか、それから今の将来推計の状況を見ても一旦休校ということは妥当だとは思いますが、次の議案にも関係するところではあります。西海市として離島振興の意味も含めて平島、江島のほうには、漁業就業者の促進というところも政策としてやられているのか、今現在、どうか分かりませんがそうしたときに仮にその小学生中学生を子どもさんに持つ親の方が転入されてくる可能性もなきにしもあらずではと。そうしたときに、当然学業の提供ということで、再開するというところも出てくると思うのですがその辺のところ

の、考え方をちょっと教えていただければと。

#### ○学校教育課長

はい。それではまず1点目の転校について、小人数になるのが理由かというご質問だったかと思うのですが、実は中学3年生にお兄さんと小4、小5、3人兄弟でして、中3の1番上のお兄さんが佐世保の高校への進学がもう決まっております、それに伴って下の2人も連れて佐世保市内への転居というふうになっております。

2点目なのですが、転入の可能性があるということで、それについての動きというふうになるかと思うのですが、今後5年間の間に、例えば平島で就業し子どもも一緒に来ていうこともないことはないのだろうなというふうに思っています。そういった場合は、教職員の配置がどうしても必要になりますので事前に情報を得て、そのあと県との調整を行って教職員の人事配置とか、そういったことを1年間かけて行った上で4月からの受入れになるのかなと思っています。ただ年度途中での平島小中学校での受入れといいますか、そういったことはなかなか難しいものですから、少し期間を要するのではないかなというふうに思っています。

#### ○北島委員

先ほどちょっと言いましたけども、漁業、漁業振興とか離島振興とか、西海市内でそういった来島者のそういったところを推進するみたいな事業はされているのでしょうか。そういった連携はありますでしょうか。

#### ○教育次長

離島振興ということで有人離島が市内には三つございます。江島、そして平島そして松島という、それぞれの離島の特性がありまして、それぞれに応じた対応を市のほうでもとっているところです。

まず1番近くの松島ですけれども、松島の火力発電所が近代化を図るという町のジェネシス計画を進めておりまして、そこでの就業人口の増加であるとか、そういったところの対応をしております。また、あわせまして地域おこし協力隊の誘致ということで松島でも1名活動をしていただいているところです。

次に、江島ですけれども、皆さんご存じのとおり洋上風力発電の事業者が決定をしたということで、早ければ、来年度中から少しずつ動き出すという話も聞いているところです。それに伴う関連事業者の誘致であったりとかそこに就業する従業員の誘致であったりとか、そういったところの可能性が出てくるのかなというふうに思っております。

最後にこの平島地区ですけれども、ここも実際江島洋上風力発電の関連の地域にはなりません。ただ、実際委員がご質問の要は漁業者の誘致、そういったところについては今現在積極的に進めているような状況ではございません。実際その地元の方とのお話を聞く中でも漁業ではなかなか生活が難しい、例えばその燃料費が高騰したり、それに範囲比例するような形で、魚の値段であったりとかそういったところはあまり上がらないというふうな状況もあります。これについてはブランド振興部の事業にはなるのですが、やはり、客観的に見て積極的に進めているという状況にはございません。

以上でございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第6号 西海市立平島小学校及び平島中学校の休校について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第7号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第3「議案第7号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定について）」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

議案第7号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定について）提案理由ですが、令和6年第1回西海市議会定例会に、西海市市長が提案予定の西海市公民館の設置及び管理に関する条例、及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

1ページ下段が参考条文になります。2ページ以降が実際提案予定の議案になります。この条例の制定のポイントから説明させていただきたいと思います。

ポイント1として今回の一部改正の内容をまとめております。令和5年度末をもって休校となる平島小中学校施設を活用し、公共施設を複合化する平島公共施設複合化整備事業の一環として、老朽化した平島公民館を平島小・中学校に移転することに伴い、所要の改正を行うため関連する次の三つの条例の一部改正を行うというものです。

まず一つ目が、西海市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正になります。平島中学校への移転のため、公民館の位置を改正し学校施設使用料として徴収することになるため、使用料の規定を削除いたします。また、以下の条例における使用料の減免及び不還付の文言を統一するための改正もあわせて行いたいと思っております。

二つ目です、西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部改正です。学校施設を公民館として使用するため、学校体育施設利用に限定されていた内容を学校施設使用と改正し広く使えるような形にします。趣旨から定義、使用の許可等などの所要の改正、及び教室を使用する際の使用料を規定するものです。また、他の条例における使用料の減免及び不還付の文言を統一するための改正もあわせて行いたいと思っております。

三つ目です。西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正になります。上記二つの条例の名称変更に伴い、引用表記の改正にあわせ上記の条例における使用料の減免及び不還付の文言を統一するための改正もあわせて行っております。

ポイント 2 として、改正後の平島公民館としての使用についてまとめております。移転後も移転前と同等の使用料を学校施設使用料として徴収することを基本とした改正内容としており、他の公民館施設使用料との均衡を図ることとしております。

施行時期ですが、本年 5 月 1 日から施行するというところで考えております。

次に、新旧対照表をご覧になっていただきたいと思えます。この改正条例の第 1 条に、西海市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の内容を盛り込んでおります。まず、第 12 条、そして第 13 条の改正ですが、この趣旨といたしましては、専決事項、あるいは減免であったり返還であったりそういった事項については、本来、市長の専決事項になりますので 12 条及び 13 条を、市長の専決事項というふうな形の改正を行っております。あわせて字句の修正を行っております。

公民館の条例の別表第 1 に公民館の位置、対象区域等を規定しております。また、別表第 2 に、公民館の使用料に関する規定を盛り込んでおります。

今回、平島の公民館については、現在の「830 番地 1」から現在の平島小・中学校が設置されている位置「734 番地」に移転をいたします。あわせて、公民館使用料として規定していた別表第 2 については、「・平島公民館」を削除するという内容の改正を盛り込んでおります。

第 2 条ですがこれについては、小学校及び中学校体育施設利用条例の一部改正になります。まず、第 1 条ですが、見出しが「目的」としていたところを「趣旨」に変えます。地方自治法 238 条の 4 第 7 項、これについては行政財産の目的外使用の規定です。同様に学校教育法 137 条、これについては学校施設の社会教育への使用という規定があります。社会教育法第 44 条第 1 項、これについても学校施設の利用、スポーツ基本法第 13 条第 1 項につきましても、学校施設の利用ということで法において定められている学校施設の使用に関する規定を根拠として、学校を一般の方に利用していただく形の趣旨規定になっております。

第 2 条においては、名称及び位置としていたところを今回、条例が使う内容が多岐にわたりますので、定義というふうな形で規定をしております。例えば学校施設についてはどういったものなのか、使用者、学校体育施設、教室等というのはどういうふうな施設を定義しているのかというところを、まずもって規定をさせていただいております。

第3条、今回条例の名称を「利用」条例から「使用」条例にするということで、それに係る規定の改正を行っております。あわせて、公民館として使用するようなケースが出てきますので、許可後の許可の変更に係る規定、第3条第3項、あるいは第4項について、そういったケースが考えられるということで、第3項及び第4項を追加しております。

次、第4条の改正規定ですが、これにつきましては、使用料をどういった形で負担をしていただくのかというところを規定しております。学校施設のうち、学校体育施設についてはこれまでの規定、同様の根拠で使用料を算出するような形になりますが、教室等の使用料、体育施設以外の部分これについては、具体的な規定がございませんでしたので、別表に改めて規定をしているところです。

あわせて、第5条、第6条については減免の規定、不還付の規定等を現状に合うような形の規定として整理をさせていただいております。

新たに第7条として特別の設備という条文を追加しております。これについては、学校施設を使用する際例えば、映写をするような設備であったり、音響にかかる設備機器であったり、あるいは什器であったり、実際その使用目的に応じた物品の設置等が考えられるということで、この規定を盛り込ませていただいているところです。

その他、第7条においては遵守事項、そして、第9条を追加し、使用の許可の取消し等ということで、取消しの事例が発生する可能性があるというような形で、この分について新たに条文を追加しております。

あわせて、第10条原状回復ということで、基本的に学校施設を使用するに当たって棄損等がある場合には原状に回復してもらうような規定付けをしております。普通教室については、公民館の通常の学習室等の使用料210円、冷暖房費についても210円。普通教室以外の諸室ということで、これは普通教室よりも広い特別教室とか、そういったところを想定しております。それについては410円と210円、それぞれ負担をしていただくというふうな形で考えております。

今回の改正条例の附則の中に、西海市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の内容も盛り込んでおります。

まず第8条ですが、使用料の減免については先ほどから説明している市長の権限になりますので、教育委員会を市長に改正をしております。あわせて13条の規定ですが、条例の名称を変えるということで所要の改正をしているところです。

本日、追加で配付をさせていただいております関係資料をご覧になっていただきたいと思います。市においては、離島地区のまずはその平島地区を先行して公共施設の複合化整備事業というのを来年度から着手する予定にしております。具体的なその休校予定の平島小中学校の校舎を活用するような形で考えておりますが、全体的な、事業の内容の概略をご説明したいと思います。関係資料として配付をしておりますのが、上段が木造校舎の平面図になります。あわせて平島小・中学校については鉄筋コンクリート造三階建ての特別教室棟もありますので、あわせてこの資料の中に盛り込んでいただいております。複合化整備事業の整備後のイメージとして赤色のところについては学校施設、出張所がこれまでの普通教室の一室を使用すると合わせてここについては、公民館の事務所を併設するというように考えております。早ければ令和7年度以降になるのですが、現在の図書室と多目的ホールの部分を学校施設や出張所等の施設と間仕切りをして、診療施設を整備するとい

うふうな形で計画がなされております。当初、計画段階においては、やはりその感染症等の関係、あるいはそのプライバシー等のところの配慮そういったところもありますので、ここについては間仕切りをするほうがいいだろうということで、このような形で計画をしているところです。

関係資料もう一つ現在の平島小中学校の現況写真をつけさせていただいております。若干ちょっと写真が小さくて、見づらいところもあろうかと思うのですが、まず、1番上の二つが外観になります。左のほうが先ほど説明した三階建ての鉄筋コンクリート造の特別教室棟、そして、右側のほうが木造平屋の教室棟になります。校舎内の内観を一部写真として提示をさせていただいております。まず、校舎の玄関、その横が多目的室1、廊下がありまして、図書室については平島の診療所の施設に変更する。玄関入ってすぐの教室については、現在地域連携室という学校のほうで名称をつけているみたいですが、ここに平島出張所の事務所が入ると、あわせて平島公民館の事務所も兼ねるというふうな形で考えております。

今回の条例改正につきましては、まずもって平島の小・中学校の有効活用というところの視点もあるのですが、今回条例改正することによって他の学校施設についてももちろん校長の判断、あるいは教育委員会の判断はあろうかと思うのですが、これまで以上に一般に開放できるような形の制度設計を導入するというふうな形になろうかと思えます。提案理由は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第7号の説明がありました。質疑ありませんか。

○川南委員

お尋ねいたします。私よく分からないのですが、この学校施設としている赤い部分は、そのままいつでも学校再開できるように残しておいて、今説明があったところを地域開放型の公民館として使うっていうことの意味でよろしいのでしょうか。

○教育次長

ありがとうございます。おっしゃるように教育委員会といたしましては、先ほど可決をいただきました学校の休校の措置、一応5年間というふうな形で議決いただいたのですが、あくまで復校するというのが前提の立場にあります。できるだけ学校が再開をして、教育活動が順調に再開できるような形のスペースを確保したいということで、関係部局のほうとも調整をして今回の複合化整備事業に至ったということでご理解いただければというふうに思います。

○北島委員

名称としてはあくまで学校施設のそれぞれの教室とか校長室とか、これを使用条例によって市民の方が使われるときに例えば、中学校教室を借りるっていうことでの使用料が発生するような考え方ですね。

はい。ありがとうございます。

○矢吹委員



私もちよっと、お聞きしたいのですけれども、この診療施設のこの緑の部分ですけども、これは、現在診療施設をこちらに移されるってということでしょうか。

○教育次長

今平島地区においては、市役所の出張所、鉄筋コンクリート造二階建てにありますが、1階部分に出張所があり、二階部分が公民館というふうに理解をしていただいているのかなと思います。そういった施設がございます。また、鉄筋コンクリート造平屋建ての診療所も別の場所にあります。両施設とも老朽化がもう著しく進んでいるという状況があります。住民の方が生活する上で、出張所であったりとか公民館であったり、あるいは診療施設というのは、やはりなくてはならない施設になるかと思えます。

当初は、そういった施設の建て替えの要望等もあったのですが、やはりその現在の島の方々の住民の今後の人口の推移等も考え合わせると、やはり今の施設を建てかえるよりも複合化をして、効率的な施設の運営ができるのではないかというふうな検討もしたところです。住民の方々が困らないような形の施設の整備ということで、今回複合化整備事業を来年度から着手をするという計画でいるところです。

○教育長

よろしいでしょうか。ほかに。

○北島委員

平島のこの小中学校を建設するときの意図っていうのが将来的にこういったコミュニティー施設にも転用というか複合できるような目的もあったかというふうに思いますので、これについては想定していたところでの事業ということで理解してよろしいでしょうか。

○教育次長

ありがとうございます。まずは学校施設が古くなってその当時、耐震化を急がなければいけないという国からの通知等もあったところで、まずはその建て替えを計画したところですが、北島委員がおっしゃるように将来的には複合化もしやすいような施設で、まずはその学校施設として建てかえるというふうな考え方がございました。

鉄筋コンクリート造でつくるのか、あるいは木造でつくるのかっていうところの判断をしたときに、離島ですので建築の費用がどうしても割高になります。そういった建築費用をできるだけ圧縮をするという視点もありました。木造であると、やはりその施設の転用がやりやすいというところもありましたので、その当時では、あくまで学校の建て替えではあるのですが、そういった将来的な自由度をできるだけ増すような設計内容でしたという経緯はございます。ありがとうございます。

○教育長

はい、ほかにございませんか。

○武宮委員

お尋ねしたいのですが、休校期間中の維持管理はどんなふうにするのでしょうか。

○教育総務課長

はい、維持管理につきましてこちらの1室に出張所が入りますので、市のほうで常時管理をするような形で考えております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第7号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市公民館の設置及び管理に関する条例及び西海市立小学校及び中学校体育施設利用条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第8号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第4「議案第8号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

議案第8号になります。議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について、（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）です。提案理由ですが、令和6年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

参考条文につきましては、1ページの下段に、記載しております。議案の内容については新旧対照表に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表を記載しております。別表のうち、執行機関としての各種委員会委員の報酬の表については該当がないのですが、その他の各種委員等の報酬の中に、薬剤師の報酬の規定がございます。まず、市立学校によっては学校医、学校歯科医がそれぞれ学校の規模ごとの報酬額の規定がございます。市立学校のうち、学校薬剤師の報酬の規定がございます。年額、改正前が7万8,500円のところを、改正後が年額1校当たり15万7,000円に増額をするという改正内容です。あわせて、認定こども園についても学校薬剤師を委嘱しておりますので、

同様の改正を予定しております。この条例の施行時期については、本年4月1日から施行するという形で考えております。

今回の条例改正の制定のポイントをまとめておりますのでご覧になっていただきたいと思います。

今回の改正の理由ですが、これまでと比較して学校薬剤師の活動やその職能を求める機会が多くなっております。これについては具体的に学校教育課長から後ほど説明させていただきたいと思っております。学校薬剤師の報酬については、各自治体で定められている報酬を支払っていますが、現在西海市で支払っている報酬については、近隣市町と比較して低額であるため今回改正をしようとするものです。

近隣市町の学校薬剤師の報酬の状況については、資料として記載をしておりますのでご覧になっていただきたいと思います。今回の改正の内容ですが、学校薬剤師の報酬額を先ほど説明したように、年額7万8,500円から地方交付税で措置されている報酬額の単価があります。近隣市町と同額程度になりますけれども、15万7,000円に増額をするということと考えております。施行時期については記載のとおりです。それでは学校教育課長から説明をさせていただきます。

#### ○学校教育課長

失礼します。ポイントの1、今回の改正理由のところにある「学校薬剤師の活動やその職能を求められる機会が多くなっております。」というところにかかるのですが、学校薬剤師は、学校環境衛生基準に基づいた学校保健安全法施行規則に従って、学校の環境衛生検査を実施しております。検査内容は主に教室の空気、これはCO<sub>2</sub>濃度などの検査になります。それから気流の検査、照度、それから騒音の検査、そして保健室や理科室に薬品を保管しておりますので、そういった薬品の管理状況の検査があります。こういった定期的な検査に加えて、学校では学校保健委員会というのを開いております。そういったところへの参加、違法ドラッグなどを初めとする薬物乱用防止教室、こういったものも各小学校中学校行っておりますので、薬物乱用防止教室の実施、また、医薬品の適正使用などそういったものの啓発活動、こういった多岐にわたる活動を行っているということでさらに、コロナもありましたのでその職能を求められる機会が大変多くなっている状況にあります。以上です。

#### ○教育次長

補足をさせていただきます。実際その学校医、学校歯科医、学校薬剤師等もそれぞれの会のほうに事前にご相談をして、今回議案として上げているような委嘱の内容についてご相談をするような形で従来からそういった取扱いをさせていただいているのですが、そういった調整をお願いする際この薬剤師の報酬について拘束時間は長くて実際報酬額が少ないというその要望書として現在確認できる部分では令和3年度から、やはり薬剤師の報酬について見直しをしていただきたいと思いますというふうな会からの正式な要望書等も出てきているところです。

実際その近隣市町、あるいは県の報酬額等も確認をして今回どうしても必要な職になりますので、その確実に確保して各学校で活動していただきたいと思いますという思いもありますので、今回改正に至ったというところの背景もございます。以上でございます。

#### ○教育長

ただいま、議案第8号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

はい。今ご説明いただき色々大切な業務かなと理解した上で総論的には全く賛成といえますかそういった方向で検討してよろしいかと思うのですが、この算出の根拠っていうのをもう少し詳しく教えていただきたいのですが、絶対額、今お示しをいただいていますので、また、他の市町のほうのこの金額というのが基準となる年間の総労働時間から割り出した時給計算とか、そういったところをされているのかってというのが一つとそれから、先ほど職務のご説明ありましたが当然そういったことを考えると、いわゆるその対象面積、対象児童もそうなのでしょうけども、クラスが少ないところと大きいところでは当然教室照度の確認なども、全然割合が違うでしょうから、その辺あたりの実際の勤務、職務にかかる時間的なものから、この金額を算出されているのかどうかということをお聞きしたいのですが

○教育次長

今回の金額の算出根拠ですが、北島委員がおっしゃるような具体的な積み上げ形式の算出方法ではございません。これについては、おっしゃるように学校の規模によって、例えばその学校医であれば学校の規模によって額を規定して、大きい学校については報酬額を要は、割りますような形の規定をしているところなのですが、学校薬剤師においては、各市町具体的に算出根拠を確認はしてないのですが、この額の規定から推測するにやはり普通交付税で措置されている報酬単価に基づいて歳出をしているというふうな考えられるところでは。

普通交付税の学校管理費、学校教育費の小学校費と中学校費にそれぞれ、単位費用という金額があつて、その単位費用に児童生徒数であったり、学校数であったりをかけて実際普通交付税というのは算出がされるわけなのですが、その標準的な10万人、標準的な団体として10万人の市の規模で、薬剤師の単価については15万7,000円というふうな国が算出した根拠があります。その根拠に基づいて実際規定をさせていただいているという状況です。

○教育長

まず、大ざっぱなあれですね、10万人といえ、もっと多いところも少ないところもあるのでしょうけどそこに合わせて

○教育次長

補足ですいません。基本的に10万人いるような市の実際、経費がどれぐらいなのかっていうのは普通交付税で算出をするのですが、もちろん西海市は2万4,000人台になっていますので、それについては10万に対して2万4,000人がどうなのかというところで段階補正というのは難しいですけれども、段階補正とかそういった補正をかけるような形になりますので、あくまで市の収入の主たる収入というのは普通交付税ですので、その基準に基づいたというふうな形になっています。

○北島委員

本当に何となく分からない感じですが、例えばこの薬剤師さんの活動の定義といえますか、一応目安が月に1回各学校を調査してくださいとかいうのであれば、例えば1日の拘束時間がそれぞれの職務によって、大体想定できるでしょうから何となく理解できるの

ですよ、1日例えば1万2,000円ですとかそれが6時間でもやっぱりこう薬剤師さんっていう専門職ですので、何かこうそういった目安でもっての妥当性とかいうところであれば分かりやすいのですが、今のご説明はもう正直ちょっとよく分からないというところが本当です。もし、活動の目安を教えていただければというふうに思いますが。

○教育長

分かりますか？

○学校教育課長

はい、ありがとうございます。実際にその活動に関しては一律に決まった学期に1回とかっていうのを決めることではなくて、実際に学校ごとに年間に、学期ごとに3回というところもありますし、年間に2回というところもあります。それが定期検診としてそれに加えて、例えば薬物乱用防止教室を行いましたとか、学校保健委員会に参加しましたとか、やはり薬剤師さんとあと学校の都合とかで、様々なケースになっているというのが現状であります。

○北島委員

本当に理解出来なくなってきました。税金ですよ。やっぱりそれが目安、活動の目安とか職務職責に照らしたところでの正当な対価っていうことに、根拠が合わないっていうのはやっぱり問題だと思いますよ。だから例えば学校医さんだったら何人以上が幾らってこれ非常に分かりやすいじゃないですか。定期健診とか、年に何回とか、どういう検査とか、これもきちんと職務職責がはっきりしているわけですよ。だからほかの県内でぜひ、何かそういったところを精緻化していくとか、一般市民からですねそういった情報開示請求があったときにきちんと説明できるような、そういったものをやっぱりつくっていかないと今みたいな説明では全く何か、ますます理解出来なくなってきたって感じなので一応意見として申し上げたいと思います。

○教育次長

はい。ただいま北島委員からいただきましたご意見については、他の市町がどういうふうに整理をしているのか、県も含めてですけどそういったところの確認とあわせて、市の実態どういった活動していただいているのかっていうところを、踏まえたところの根拠づけをちょっと時間がかかるかもしれませんがさせていただきたいと思っております。

○教育長

しっかりちょっと調べていただいて、根拠を持たないとやっぱり説明出来ませんのでよろしくをお願いします。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第8号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第9号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市債権管理条例の一部を改正する条例の制定に伴う西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）」

○教育長

日程第5「議案第9号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市債権管理条例の一部を改正する条例の制定に伴う西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

議案第9号議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市債権管理条例の一部を改正する条例の制定に伴う、西海市奨学資金貸付け基金条例の一部を改正する条例の制定について）提案理由ですが、令和6年第1回西海市議会定例会に西海市長が提案予定の西海市債権管理条例の一部を改正する条例の制定に伴う西海市奨学資金貸付け基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められるところに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

2ページ、3ページが条例改正案の内容になっております。条例の本則ではなくて、附則のほうで西海奨学資金貸付け基金条例の一部改正を行うようなスタイルになっております。附則の第4項、3ページになりますが、西海市奨学資金貸付け基金条例の一部を次のように改正するというので、第19条を削り第20条を第19条とする内容になっております。具体的なところは、4ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。現在の旧条例においては第19条に督促事務手数料及び遅延損害金の規定がございます。この規定を削除して、20条を19条に繰り上げるという改正内容になります。改正のポイントを6ページにまとめておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、主な改正点ですが、市の債権の管理に関する必要な基本的事項を定めている条例が、「西海市債権管理条例」になります。この条例の督促事務手数料の徴収を廃止する一部改正に伴って、教育委員会が所管する個別条例である「西海市奨学資金貸付け基金条例」の督促事務手数料を廃止する改正を行うものです。

ポイント2、督促事務手数料の徴収の廃止及び督促の継続についてまとめております。督促事務手数料、これは100円になりますが、金融機関の公金収納事務において、納期限後20日以上過ぎた納付書は、金融機関窓口で「督促事務手数料」を要は書き込んで100円というふうな形で追記し収納しておりましたが、令和6年4月から「納付書に記載の金額のみ収納」、逆に言いますと追記はしないというふうな取扱いの変更があります。全国的

な金融機関のコストの見直しの中で、収納手数料が増加する可能性もあるということです。さらに、「督促事務手数料分」の納付書発行にかかる費用、人件費であったり、郵送料であったり印刷製本費であったり、そういった費用が督促事務手数料より多くかかっており、督促事務手数料の徴収をこういった背景で廃止をするということで予定されております。ただその奨学資金の返還事務においては、納付期限までに債務を履行しないものについては、条例の規定に基づいて従来同様に督促は行う形で考えております。

次にポイント3、遅延損害金につきましては、債権管理条例第12条の規定に基づき、従来同様徴収をいたします。規定については資料に記載のとおりです。この条例の適用ですが本年4月1日から施行する予定になっております。提案理由としては以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第9号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

すいません、これも分かっているような、分からないような基本的に金融機関のほうが、納付書に記載された金額しか収納出来ないということになったわけなので、その督促事務手数料っていうのはここでは廃止というか、徴収しないっていうことなのでしょうが実際は督促事務、手数料はかかるわけですね。その部分の補填というか徴収というのはどこか遅延金にプラスするとか何かあるのでしょうか。

○教育次長

まず、督促料、督促事務手数料というのが二つあります。これは納期限までに今回の場合は奨学資金ですね、これを払わなければ20日経過すれば税であれば督促状で、奨学資金であれば督促状同じですけれどもそれを発送するような形になります。今回の場合は督促事務手数料というふうな形になります。4月以降について督促状は出します。その手数料ですね、それはもう取らないということです。それにかわるものが何かあるのかっていうところですが料金的には発生しないというふうな形になります。

おっしゃるように遅延損害金に加算をする方法もないことはないのですが遅延損害金というのは実際、要は遅れた期間にかかる利子相当の金額になりますので、それに加算をするというのは根拠としては難しいのかなということで、督促事務手数料については4月以降については取らないというふうな形で予定されております。以上です。

○教育長

よろしいでしょうか。

○北島委員

その中段に、2点ほど書いてあって「金融コストの見直しの中で収納手数料が増加する可能性」、これはだから対象者の負担が増える可能性という意味ですね。行政側ではなくて、それは重んじてなんですかね。100円よりも実際の費用はいっぱいかかっているってことですね。だから本当わからないですけど、100円かかっているのだけでも100円もらうのはやめて、もう0円にするっていうことを言われているのですよね。

○教育次長

中段に書いているところのコストの金融機関のコストの見直しの中でいうところが実際その金融機関等から、窓口で公金等の取扱いをする手数料について改定をしてあげたい

との話もあっております。その中で、やはりこの督促事務手数料に係る経費についてのところも含めたところのお話がありますので、その部分のコストはもう請求されない形で、結局その市のほうはもう手数料自体を請求しないというふうな形のところの意味合いもここには書いているところです。

○北島委員

とらないかわりに、督促事務としての事務量自体もなくして減らしていくということもされるということですか。ここにある納付書の発行はいろいろ人件費があるのでかかるでしょうから。

○教育次長

金融機関から見れば要は追記の事務でしたり、そういったところがなくなりますので、これについては減るというふうな形になろうかと思えます。ただ、市のほうの担当部署の事務自体は実際督促状を出しますので、要は、事務自体は減らない。ただその手数料の収納事務でしたり、その確認の事務自体は今後出てこない形になろうかと思えます。事務自体は微減になるのかなというところですね。

○北島委員

はい、了解しました。

○武宮委員

すいません参考までに、正当な理由のない奨学金の返還の遅滞っていうのはどれぐらいあっているのですか。

○教育総務課長

はい現在、市の奨学金の返還の滞納が生じているのは1件のみで家庭の事情により、分納という形で月々返済はしてはもらっておりますが当初の返還期限を過ぎてもちょっとずつ分納していただいている形で今1件発生をしております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第9号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（西海市債権管理条例の一部を改正する条例の制定に伴う西海市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」



○教育長

日程第6「議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

議案第10号、議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第6号）になります。令和5年度西海市一般会計補正予算（第6号）中、教育費の補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。

予算書の内容ですが2ページと3ページをまずはご覧になっていただきたいと思います。歳出予算の補正の総括表になります。今回、補正予算を計上する内容ですが教育総務費の事務局費になります。内容として、西海地区スクールバス運行事業基金積立金の増ということで2,000万円の増を予定しております。これについては、財源である防衛施設周辺整備調整交付金、これはもうその防衛施設がある市町村に交付される交付金ですけれども、今年度の交付決定額市全体で6,633万6,000円交付決定を受けていたところですが、他で予定をしていた事業実施が難しいということで、実際その交付決定をいただいた中での残額が出てきております。そのうち、この調整交付金をスクールバス運行事業の基金に積み立てるということで、2,000万円積立てをするような形になります。関連して、防衛施設周辺公園管理基金というのも別に市のほうで基金として設置をしているのですが、そちらのほうにもその残額のうち一部を積立てするというところで聞いております。補正予算の内容は以上です。

第2表として繰越明許費を計上しております。これについては、今年度末、3月末までに事業が完了しない部分について翌年度に予算を繰越して執行するという内容になります。具体的には、中学校費の大瀬戸中学校施設等整備事業になります。金額は4,662万6,000円で、この予算につきましては昨年の6月の市議会で補正予算として計上した内容になります。事業の内容については、大瀬戸中学校に県立の特別支援学校小学部、中学部を誘致する計画があつておりましてその関連工事になります。

令和4年度から令和5年度に繰越しをした事業については、校舎の内部改修工事、校舎の外部改修工事等ですが、これについてはほぼ今年度末までに終わる予定でいるのですが、その附帯工事として校舎にある図書室を技術教室棟に移すという内容、そして職員、及び来客用の駐車場を整備するという内容です。これについて、繰越しなければいけない状況になっております。具体的な理由といたしまして、建築資材、特に電線関係の供給不足に加えて、本年1月に発生しました能登半島地震の復旧工事でそういった県へ建設の資材の需要がさらに高まっております。資材の搬入等に一定の期間を要するというので、年度内の事業完了が難しくなっております。これについては来年度に予算を繰越しさせていただいて、完成時期としては今年の6月末の完成を予定しているところです。

提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第10号の説明がありました、質疑ありませんか。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第10号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第6号)」については、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和6年度教育費予算)」

○教育長

日程第7「議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和6年度教育費予算)」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和6年度教育費予算) 提案理由ですが、令和6年度西海市一般会計予算中、教育費の予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会に意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する旨申し出ようとするものです。歳出予算の総括表になります。

まず、10款教育費の1項教育総務費ですが、2、事務局費で主な内容としては記載のとおりですが、新規事業として、教育DX推進事業、弁護士相談窓口等活用事業、不登校児童生徒支援事業、西海市体験プログラム、こういった新規事業も盛り込んでおります。

3目、教職員住宅費ですが、新規事業として教職員住宅解体事業を計上しております。小学校費に移りますが、それぞれ学校管理費、教育振興費等重立った事業については主な内容で記載をしております。

3目、学校建設費、新規事業として大瀬戸小学校施設等整備事業、西海小学校施設等整備事業、学校施設長寿命化計画策定事業、小学校屋内消火ポンプ改修事業、こういった新規事業も計上をしております。

中学校費ですが、小学校費同様主だった事業の内容を記載しております。中学校費において新規事業ですが、3目学校建設費、学校施設長寿命化計画策定事業を計上しておりま

す。

次に、社会教育費になります。社会教育費については全体としては5,307万9000円の減額になっております。主だった事業については記載のとおりです。

最後に5項保健体育費になります。ここにつきましても新規事業は幾つかあります。

2日、体育施設費、大瀬戸総合運動公園遊具更新事業、西海スポーツガーデンテニスコート移設事業、社会体育施設トイレ洋式化事業等新規事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。また、学校給食費においては、大島学校給食共同調理場解体事業、これに着手をしたいということで考えております。なお、主な内容の予算額が空欄にしているところがあります。どうしてもその予算、工事等の入札の関係で非公表としている内容がありますので、ここの部分については予算額の記載を省略しております。教育費この予算につきましても、職員等の人件費が含まれておりますので、その点も含んでご理解をいただければと思います。なお、1番最後の行ですが、差引というところで19億5,200万ほどの金額が記載されております。この金額訂正をお願いしたいと思っております。合計の欄、19億5,323万3,000円に訂正をお願いします。差引きになりますが、16億1,975万5,000円に訂正をお願いします。教育費全体で見ますと、前年度から2億1,790万1,000円の増額になります。この教育費ですが、西海市一般会計の西海市全体の予算に占める構成比ですけれども、8.9%、増加率につきましても12.6%の増というところなんです。前年度予算からの増減の主な要因につきましては、崎戸歴史民俗資料館改修事業や、青少年スポーツ振興事業の減額があっておりますが、その反面、西海地区スクールバスの運行事業積立金やスクールバスの購入事業、教職員住宅改修事業、県立特別支援学校誘致に伴う大瀬戸中学校施設等整備事業などの建設事業、大型事業が追加されたということで、最終的には増額となっております。

次、各課の新規事業、普通建設事業等をまとめておりますので、これについては各課の課長のほうから説明をさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### ○教育総務課長

1番目西海地区のスクールバス数購入事業についてですが、現在西海中学校で使用しておりますスクールバスです、2台老朽化が進んでおりますのでその2台の更新を図るような形で予定をしておるところです。

2番目につきましては、崎戸町にあります栗坂アパートです、ここの解体を予定しておりますして令和6年度は設計の方針を行い7年度解体予定としておるところです。

それから3番目ですが、西海町太田和地区にあります池崎アパート、令和4年度に改修の設計をしておりましたが、令和6年度に改修工事を行うような形にしております。

それから4番目ですが、大瀬戸小学校の施設等整備事業ということで、令和6年度に実施設計を行いまして令和7年度に改修工事をする予定としておるところです。

それから、5番目、西海小学校の施設整備につきましては、西海小学校の体育館の改修事業になりますが、来年度設計を行い7年度に改修工事を行う予定としております。それから6番目、8番目ですが、小学校中学校の施設の長寿命化計画を見直すような形で予定をしているところなんです。

7番目については大瀬戸小、大崎小学校の消防設備の老朽化が来ておりますのでその分の修理を行う予定としております。

9番目ですが、大瀬戸中学校の施設整備につきましては、今年度実施設計をしております。来年度体育館のバリアフリー化等を予定しているところです。

教育総務課の主な事業としては以上のとおりです。

#### ○学校教育課長

それでは学校教育課の事業について、5件ありますので説明をいたします。

まず、新規で教育DX推進事業ですが、こちらは市内小中学校が最新のICTのツールを効果的に利活用して、校務を効率化することで教職員の働き方改革の推進、保護者連絡のペーパーレス化を図るということで考えております。予算としてはそちらにある額ですが、令和6年度は1校を指定しこの事業を進めようと考えております。

続いて、弁護士相談窓口と活用事業ですが、こちらは市内小中学校が抱える校内のみでの対応困難な事案に関し、学校教育課及び各学校の校長が弁護士にファクスや電話等の方法で直接相談を行い、法的助言を受けて法律を根拠として適切に対応し事案の解決を図るというものです。相談としては30分当たり5,000円の経費を見込んでおまして、年間50回の範囲で活用できるものとしています。あわせて校長会等での弁護士による研修会等も、この費用の中に含まれております。

続いて不登校児童生徒支援事業、西海市体験プログラムですが、これは総合教育会議の中でも説明を以前させていただいたものになりますが、西海市にはたくさんの人材、それから豊かな自然がありますので、そういったふるさとの魅力を感じることでできるプログラムを設定するという内容です。児童生徒、不登校の状況にある児童生徒が外に一步踏み出すプログラムとなるよう子どももしっかりと計画をしまいたいと思っています。実施時期は2か月に1回程度、5月ぐらいからスタートできればなどと思っています。対象は不登校の児童生徒、その傾向にある児童生徒なのですが、現在トマト教室や、あおぞら教室を利用している児童生徒も対象としていきます。実施内容としては、そこにございます様々な角度から体験プログラムを敷くものと考えています。

続いて中学校教科書採択事業ですが、令和6年度は、中学校教科書の採択年度になります。令和6年の夏に採択の教科書が決まりましたら、教科書の購入に入りますのでその分の予算となります。最後に、大島学校給食共同調理場の解体事業などですが、これは、令和6年度の設計に係る委託費ということで計上しているところです。以上です。

#### ○社会教育課長

まず、家庭教育講座につきましては、生涯学習教育講座の一環として、家庭教育講座を市内の小・中学校PTA幼稚園、保育園、認定こども園等の保護者の主体的な講座で、講師派遣などに対する謝礼をこちらから出すという形での講座でございます。令和4年度まで続いていましたが令和5年度に一旦、事業費の見直しの関係で廃止をしたのですけれども、やはり要望が大きかったということと、家庭教育に対する重要性を増しているということで今回新規ということで復活をしております。

続きまして多以良地区公民館改修事業ですが、今年度設計を行いました屋上防水、内装改修、トイレ洋式化の改修工事と、その工事の監理業務の委託費となっております。

大瀬戸総合運動公園遊具更新事業ですが、大瀬戸総合運動公園の遊具が以前大型の遊具が一つあったのですが、そちらの撤去後複合遊具1基あるのみということで遊具の新設についての要望などもありまして、今回インクルーシブの機能を備えた遊具設置をする

ということで、オムニスピナーという昔のコーヒーカップのような回転をする遊具で、インクルーシブな形状になった部分と、ブランコも一般のブランコとホールド体を積み込むような座面のついたブランコを設置する方向で予算を計上しております。

西海スポーツガーデンテニスコート移設事業ですが、防災食育センターを西海スポーツガーデンテニスコート敷地に建設することになったため、代替のテニスコートを市内的所に新設するというので来年度、設計費、再来年度に工事で考えております。

それから最後、社会体育施設トイレ洋式化事業、大瀬戸総合運動公園体育館のトイレの洋式化を行います。令和6年度は設計、令和7年度に改修工事ということで大瀬戸総合運動公園体育館の中に4箇所トイレがありまして、それぞれの箇所で基本和式トイレが複数あるところは和式を一つにして残りを洋式化、それから和式が一つしかないところはそこを洋式化にするという方向で整備を行いたいと思っております。社会教育課は以上です。

○教育長

ただいま、議案第11号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

各課にそれぞれありますが、まず教育総務課のほうですが、スクールバス事業のほうでこれは西海地区に限らずなんですけれども、運転手さんの確保というのがどうなのか見通しも含めてですね、今状況を教えていただければと思います。

学校教育課のほうには、3点まず教育DXのほうで、今、先生方の働き方も含めて、処遇関係でニュース等にもなっております。ほんと大変なお仕事だなというふうに思っております。かなりやはりストレスをため込まれてですね、将来的なことも考えられている方も多いと聞きます。ぜひ、こういったDXを活用していただいて、負担を少しでも軽減していただければなど。これは、そういう意見です。

それから、関連するかもしれませんが、次の弁護士の窓口活用の部分でもう本当こういう事態も多くなってきているだろうなという中で、差し支えなければどういった困難な事案があるのかということ、幾つか例を教えてくださいなあと思っております。それから、不登校児童の支援ということも非常にありがたいことで、特に市内に限らず他地区でもこの不登校事業も児童の問題っていうかですね、課題非常に大きくなってきていると思います。そうした中で、こうした意欲というかですね、そういったものを育てていただくということでありがたいと思います。

2点ほど意見、意見といいますか参考にしていただければと思うのが、西海クリエイティブカンパニーさんが先日オードリー・タンさんの講演を本当に実現されたということで素晴らしいと思います。その実現の経過などを聞いていますと非常に積極的にいろんなことにトライされておられてそういった社会資源とも言っていると思いますけども西海市内にそういった方々もいらっしゃいますので、ぜひそういったところとの連携をお願いしたいと思うのとそれから、我々その福祉分野でいくと子ども食堂さんの運営というところで、非常に県内各地で行われていますけれども、実際そのやっぱり子どもさんの背景といいますか、後ろには当然その親の問題があって、特にやはり子ども食堂さんの運営されているいらっしゃる場所では子どもというよりもそこに母親が集ってきて、そこでいろんな思いを議論したりとか、そういったようなことでやっぱり子育ての中でのいろんなストレスっていうものを少し解消することで逆に、親子の関係だったり子どもさんの環境

改善につながって行って、好転していく事例もあるみたいですのでその背景という部分をぜひ頭にも置いておいていただければなあと。これも参考意見です。

最後社会教育課のほうですが関連するのですが、家庭教育講座ということでまた復活していただいたということで、ありがとうございます。そういったご要望もあったということですので、これまでどういったような講座に対する助成をされたのかなあというところをちょっと、興味がありましたので教えていただければと思います。それぞれよろしくお願いします。

○教育長

各課から回答をお願いします。

○教育総務課長

はいまず、スクールバスの運転手の確保につきましては、市内の業者のほうに運転業務を委託させていただいております。現在は西彼町にあります西彼観光さんのほうに委託をしているのですが、そちらのほうで運転中の確保していただいて、運行しているところです。次年度についても一応運転手の確保は出来ているということで、連絡をいただいております。以上です。

○学校教育課長

失礼します。どうもありがとうございます。まずDX数に関しては北島委員さんから貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございます。実際に教員にとっての働き方、このDXに関わってどういったところが改善できるのかというふうに私どもも考えていて、プリントをこれまで印刷をして配っていたものを、例えばデータで保護者のスマホのほうに転送できるようになるとか、それから職員室で受けていた電話の連絡、「担任の先生にかかります」とかっていうところのやりとりを、スマホとかパソコンで欠席の連絡ができるようになるとか、そういったところで様々な場面でデジタル化を駆使することで、担任の先生、学校の職員の負担を軽減出来ないものかなと思っているところです。そういったものを一元するためのホームページを現状のものから、例えばスマホと連動したホームページの作成に出来ないかなというのが一つ大きな取組でありまして、それを全ての学校でというのが難しいものですから、まず、研究校を1つ指定してその学校で先進的に取り組んでいただくというような考えを持っています。

2点目の弁護士のこの事業を立ち上げた理由は、やはり今年度も市内で校長が対応困難な例がありまして、そのことも弁護士に相談したことで何とか解決にまでは至っていないけれども、軽減出来たというところがありましたものですから何とか事業化出来ないものかと思って考えた次第です。例えば担任の先生に対して保護者がとても厳しい要求をしてきたりとか、長時間にわたって電話をかけてきたりとか、そういった対応が学校はどうしても真摯に応えようとするので、土日であったり、夜遅い時間であったりとか、勤務中であったりとか関係なかったのです。そういったところの対応についてこういった事例に対して、法的にどのような対処をすればいいのかというアドバイスをいただいて、校長が直接保護者と対応しながら、私どももその視点で対応しながら、少しずつ軽減を図れたというケースがありました。こういったケースも今後起きてくるのかなって思っています。

3点目の不登校に関しては参考として、クリエイティブカンパニーさんの取組、それからこども食堂の取組をご紹介いただきました。実際に私どもが計画している中にはプログ

ラミングの学習、パソコンに興味がある児童生徒がいればいいなと思ひましてその活動も取り組む中に入れておりますので、クリエイティブカンパニーさんとの連携とか、そういったところも視野に入れながら計画をしていきたいなと思っております。

2点目のこども食堂に関して、お母さん方のストレスの軽減というところにあります、実際に私ども学校に紹介している中に、ひきこもり支援の「なごみの会」というところの窓口を紹介し、情報提供をしている部分もあります。しかしながら1番の窓口はやはり学校の先生、担任でしたり、職員であるのかなと思っております。

あわせてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーも配置しておりますので、そういった職員がやはり保護者にとってのやはり1番の安心できる相談窓口となるように、私たちも働きかけをしていきたいなと思っております。

#### ○社会教育課長

はい。家庭教育講座についてですが具体的な講座としましてはスマホとの付き合い方というような要望がありまして、専門の講師の方がまず、幼少期から長時間使うことへの弊害などの紹介ばかりではなくて、親がどのように対応するのかということとか子どもに一概に叱るだけでなく、こういうふうな考え方でどうかといったようなことのアドバイスがあつて、非常によかつたというような感想がありました。

#### ○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よつて「議案第11号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(令和6年度教育費予算)」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第12号 太田尾・塔の尾プール運営補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」

#### ○教育長

日程第8「議案第12号 太田尾・塔の尾プール運営補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

#### ○教育次長

(議案朗読)

議案第12号、太田尾・塔の尾のプール運営補助金交付要綱を廃止する告示の制定について。提案理由ですが、補助金の交付対象者である、太田尾・塔の尾のプール運営委員会

が、令和4年度に当該プールを廃止したことに伴い、補助金を交付する必要がなくなったため、当該要綱を廃止しようとするものです。交付要綱を廃止する告示の案を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。提案理由の説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第12号の説明がありました。質疑ありませんか。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第12号 太田尾・塔の尾プール運営補助金交付要綱を廃止する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第13号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第9「議案第13号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

議案第13号、西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について。提案理由ですが、西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱において、補助対象事業のうち、目的を達成した事業の廃止をするため当該要綱における所要の改正を行うものです。

告示案を掲載しております。補助金交付要綱の新旧対照表になります。補助対象事業のうち大学進学応援事業、この中にオンライン学習受講に要する経費と学校指定のオンライン学習を受講する生徒の自宅にインターネット環境を整備する際の契約事務手数料、補助対象経費を現在規定しております。この契約事務手数料に係る部分について、今回廃止をしようとするものです。

補助金交付要綱の改正のポイントをまとめております。ポイント1といたしまして、主な改正点についてです。ICTを活用したオンライン学習のための環境整備として、自宅にインターネット環境が整っていない市内高等学校へ通学生徒に対して、インターネットを整備する際の契約事務手数料の一部を補助することとしておりましたが、GIGAスク



ール構想等の推進を背景に補助の必要性が薄れているため今回廃止をするというものです。施行時期につきましては、本年4月1日から施行する予定にしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第13号の説明がありました。質疑ありませんか。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第13号 西海市内高等学校魅力向上支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第14号 西海市教育委員会文書規定の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第10「議案第14号 西海市教育委員会文書規定の一部を改正する訓令の制定について」

を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

議案第14号、西海市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令の制定について。教育委員会の文書事務の取扱いについて円滑かつ適正な実施を図るため、当該訓令における所要の改正をしようとするものです。訓令の案を掲載しております。

新旧対照表になりますが、まず、様式第1号の中に、文書等を受け付ける際使用する受付印というのがあります。その受付印の形状を規定しておりますが、旧の内容ですと教第スペースがあきまして号というところを、第\_\_号というふうな形の改正にするものです。それぞれの課で、例えば教育総務課では教第、学校教育課では、学第、社会教育課では、社第というふうな形の文書番号を付番するというふうな決まりがあります。これについて、教育委員会の事務決裁規程の中で様式を定めてしまいますと他課で使えないところもありますのでここを改めるものです。あわせて、様式第3号中、現在収入役は設置がされておりますので、収入役を会計管理者に改正をする形になっております。これにつきましてこの訓令につきましては本年4月1日から施行する予定にしております。提案理由は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第14号の説明がありました、質疑ありませんか。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第14号 西海市教育委員会文書規定の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11議案第15号 令和6年度教職員人事異動について」

○教育長

日程第11「議案第15号 令和6年度教職員人事異動について」を議題といたします。

議事に入る前に、議案第15号は人事に関する案件ですので、会議を公開しないことにしたいと思います。

まず、公開しないことについての可否を決定します。

この決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び西海市教育委員会会議規則第12条の規定によって、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

それでは、会議を公開しないことについて採決します。

この採決は挙手によって行います。

公開しないことに賛成の委員は、挙手願います。

(全員挙手)

ただ今の賛成者は4人、3分の2以上です。

よって、議案第15号は、公開しないことに決定しました。

それでは、委員及び議案説明者以外の方の退席を求めます。

ここでしばらく休憩します。

(非公開)

○教育長

休憩を閉じて、会議を再開します。

6. その他

各課報告(資料により報告)

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の定例教育委員会：3月26日（火）午前9時30分～  
西海市教育委員会 3階大会議室

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時59分閉会）